

沼津市資源循環型農業推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市資源循環型農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、農業の生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減した農業を推進することにより、地球環境の保全に貢献するとともに、持続可能な農業を目指すことを目的として、生分解性プラスチックを利用した農業資材や有機質肥料を使用した認定農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第 4 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業資材 生分解性マルチフィルム、生分解性ポット及び生分解性ロープ等をいう。
- (2) 有機質肥料 生物由来の資源を原料とする肥料をいう。
- (3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は農業法人をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住所を有する認定農業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業実施年度において、国及び県から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。
- (2) 納期の到来した市税を滞納していないこと。

- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象期間は、事業実施年度の4月1日から3月31日までとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、沼津市資源循環型農業推進事業補助金交付申請書（請求書）（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 振込口座情報が分かる書類（通帳の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、年度ごと1補助対象者につき1回限りとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、当該補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、沼津市資源循環型農業推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第8条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付決定の通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（申請の取下げとみなす場合）

第9条 申請書の不備等による交付申請者の責に帰すべき事由により審査又は交付ができなかった場合において、市長が定める期日までに当該申請書の補正等に応じないものは、第6条の規定による申請を取り下げたものとみなす。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る既に交付した補助金について、交付決定者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

(関係図書の保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となる経費に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率等
農業資材の購入に係る経費	補助率：2/3 上限額：5万円
有機質肥料の購入に係る経費	補助率：2/3 上限額：1万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。